

1. 市税の納付

金沢市は、皆さまの生活に関わりのあるさまざまな仕事を行っています。市税はこれらの仕事をすすめるうえで、もっとも大切な財源です。

納税者の皆さまの自主的な納税と、納期限内納税にご協力ください。

(1) 市税の納期限（令和3年度）

個人市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

税 目		納 期 限
個人市・県民税 （普通徴収）	第1期・全期分一括	令和3年6月30日（水）
	第2期	令和3年8月31日（火）
	第3期	令和3年11月1日（月）
	第4期	令和4年1月31日（月）
固定資産税・都市計画税	第1期・全期分一括	令和3年4月30日（金）
	第2期	令和3年8月2日（月）
	第3期	令和3年12月28日（火）
	第4期	令和4年2月28日（月）
軽自動車税（種別割）		令和3年5月31日（月）


その他市税の納期限等

税 目		納 期 限	支 払 者
個人市・県民税 （特別徴収）	給 与	翌月の10日まで （6月～翌年の5月まで）	特別徴収 している会社等
	退職所得	退職手当等を支払った月の翌月の 10日まで	
	公的年金	年金支払い月の翌月の10日まで	
法人市民税	中間申告	事業年度の開始後6か月を経過した日 から2か月以内	納税義務者 （P.11 参照）
	確定申告	事業年度の終了した日の翌日から 2か月以内	
市たばこ税		翌月の末日まで	納税義務者 （P.25 参照）
入湯税		翌月の15日まで	鉱泉浴場の経営者 （P.26 参照）
事業所税	法 人	事業年度終了の日から2か月以内	納税義務者 （P.26 参照）
	個 人	翌年の3月15日まで	
宿泊税		翌月の末日まで	宿泊事業者 （P.27 参照）

※ 納期限が休日になる場合は、翌営業日が納期限となります。

(2) 市税の納付場所等(令和3年4月現在)

市税は下記の場所で納付いただけます。ただし、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリで納付いただけるのは、個人市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税(種別割)に限ります。また、納付書1枚につき30万円を超えるものについては、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでは納付いただけません。

※1 金融機関	銀行	(株)北國銀行 (株)みずほ銀行 (株)三井住友銀行 (株)三菱UFJ銀行	(株)北陸銀行 (株)福井銀行 (株)富山第一銀行 (株)福邦銀行	三井住友信託銀行(株)
	信用金庫	金沢信用金庫 興能信用金庫	はくさん信用金庫 石動信用金庫	のと共栄信用金庫
	信用組合	金沢中央信用組合	イオ信用組合	横浜幸銀信用組合
	その他	金沢中央農業協同組合 石川県信用農業協同組合連合会 東日本信用漁業協同組合連合会 (ただし、東日本信用漁業協同組合連合会にあっては、金沢市内に所在する支店に限ります。)	北陸労働金庫 金沢市農業協同組合	
コンビニエンスストア	くらしハウス コミュニティ・ストア スリーエイト 生活彩家 セイコーマート セブン-イレブン タイエー デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ハセガワストア	ハマナスクラブ ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア ローソン ローソンストア 100 MMK設置店		
スマートフォン決済※2	PayB 支払秘書	PayPay LINE Pay	詳しくは金沢市役所 ホームページへ→	
その他	金沢市役所税務課※3 (株)ゆうちょ銀行(郵便局)※4 地方税共通納税システム(eLTAX(エルタックス))※5			

※1 上記金融機関の日本国内で業務を営む全ての店舗(代理店を除く)で納付いただけます。

※2 スマートフォン決済アプリでの納付の場合は、領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は他の方法で納付してください。

※3 市民センターでは納付いただけません。

※4 (株)ゆうちょ銀行(郵便局)での納付を希望される場合は、税務課までご連絡ください。

※5 市県民税(特別徴収、退職所得分)、法人市民税、事業所税のみ納付可能です。

詳細は「地方税ポータルシステム(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)」にてご確認ください。



(3) 市税を滞納すると

市税を滞納すると、督促状や催告書によって納税を促すことになります。また、本税の税額のほかに延滞金が加算される場合があります。

□ 納税相談

市税は納期限内納付が原則ですが、病気や失業のために納期限内に納めることができない場合は、そのままにせず、早めにお電話または直接窓口へお越しいただき、ご相談ください。

市税の夜間・休日の特別納付相談窓口について（お問い合わせ:税務課 ☎ 220-2171）

平日に仕事などの都合により納税相談ができない方のために、毎月夜間・休日に「市税の特別納付相談窓口」を開設しています。日程につきましては、税務課にお問い合わせください。

なお、納税証明の発行、課税内容についてのご相談及び市税以外の納付はできません。

- 場 所 金沢市役所第一本庁舎2階 税務課
- 開設時間 夜間：午後5時45分～午後8時
休日：午前9時～午後5時30分

□ 延滞金

納期限を過ぎると、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金が発生します。本年中の延滞金は、納期限の翌日から1か月を過ぎるまでは年2.5%、その後は8.8%で計算します。（延滞金の率は毎年見直されています。）

□ 滞納処分

市税は納期限内納付が原則です。納期限までに納付された方との公平を保つため、市の督促や催告を受けても納付されない場合は、勤務先への給与照会や金融機関などへの財産調査、滞納処分（差押えなど）を実施することとなります。

市税の場合、こうした調査や滞納処分は、法律の規定により、事前に滞納者の了解を得ることなく行うことができます。

なお、差押えの対象には預金や給与などの債権のほか、不動産（土地、建物）、動産（自動車、貴金属、美術品など）などがあります。また、差し押さえた不動産や動産は、インターネットなどを利用して公売を実施することもあります。

納税通知書の送付から滞納処分に至るまで

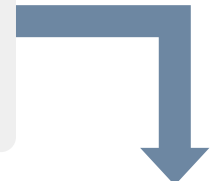
納税通知書の送付



市で取り扱う税

個人市・県民税、法人市民税、
固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、
市たばこ税、入湯税、事業所税、宿泊税

納期限までに納付



もし、
納期限までに
納付しなかったら

納付

金沢市では、納付忘れや納付のために金融機関などに出向く必要のない便利な制度である、「口座振替制度」を推奨しています。（P.36参照）
金沢市税取扱金融機関の窓口で簡単にお申し込みいただけます。一度お申し込みいただくと翌年度以降も継続されます。
※申込用紙は納税通知書にも同封しています。
※預貯金残高の確認もお忘れなく。

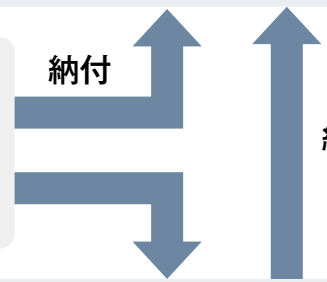


督促・催告
延滞金の発生



納付

納付



そのまま
放置しておく...

納税相談

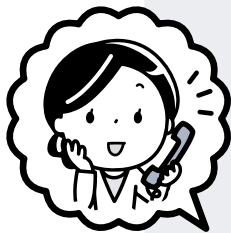
（電話による相談も受け付けています。）

どうしても納付が困難な方には、一定の要件に該当する場合、減免の適用や納税の猶予、分割納付などの納税相談を実施しています。

☆市税の減免について → P.32参照

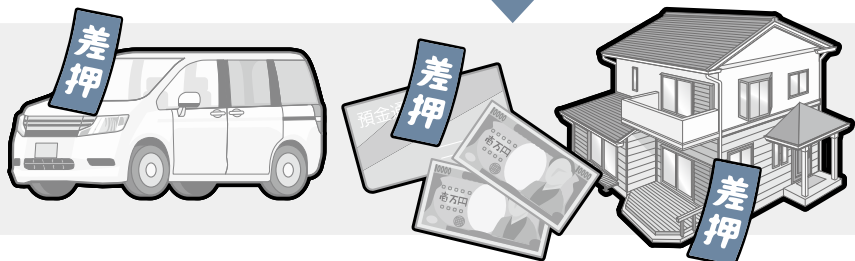
☆納税の猶予について → P.32参照

☆夜間や休日の
市税特別納付相談窓口について → P.30参照



約束どおり履行しないと...

滞納処分
（差押え、公売、換価など）



(4) 市税の減免、納税の猶予

□ 市税の減免

次の要件に該当する場合は、市税が減免されることがあります。

減免を申請する場合は、納期限までに証明書などとともに申請書を担当課へご提出ください。

税 目 (担 当 課)	主 な 要 件
個人市・県民税 (市 民 税 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により住宅や家財に多大な被害を受けた方 ・生活保護法の規定による保護を受ける方
固定資産税・ 都市計画税 (資 産 税 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害又は天候不順により著しく価値を減じた固定資産 ・公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。) ・貧困により生活のため公私の扶助を受ける方の所有する固定資産
軽自動車税(種別割) [※] (税 務 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月1日時点で納税義務者が下記の手帳をお持ちで、一定の要件に該当する方 (注)事業用(営業用)の車両は身体障害者等の減免の対象にはなりません。 →身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳(A) 精神障害者保健福祉手帳(1級) (ただし、身体障害者の年齢が18歳未満の方、療育手帳(A)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の方については、納税義務者が生計同一の方も含む) ・専ら身体障害者等の利用に供されるために特別の仕様により製造されたもの、または一般の軽自動車等に同種の構造上の変更が加えられたもの

※ 身体障害者手帳の交付を受けている方の軽自動車税(種別割)の減免は1人1台に限ります。
また、自動車税(種別割)(県税)の減免と同時に受けることはできません。

※ 軽自動車取得時に軽自動車税(環境性能割)の減免手続きを終えられている場合も、軽自動車税(種別割)を減免するためには、別途、税務課にて軽自動車税(種別割)の減免手続きが必要です。

□ 納税の猶予(徴収猶予・換価の猶予)

事情により市税の納付が困難と認められる場合には、申請によって、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予を受けることができます。

猶予が認められると、財産の差押えや換価(売却)が猶予され、また、猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

区 分	主 な 要 件	申 請 期 限
徴 収 猶 予	<ul style="list-style-type: none"> ・災害を受け、または盗難にあった ・本人または家族が病気にかかり、または負傷した ・事業を廃止または休止した ・事業に著しい損失を受けた 	随 時
	<ul style="list-style-type: none"> ・本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定した 	納 期 限 内
換 価 の 猶 予 [※]	<ul style="list-style-type: none"> ・全額を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持が困難となる恐れがある ・換価の猶予を受けようとする市税以外に、市税の滞納がない 	納期限から 6か月以内

※ 換価の猶予には申請によるもののほか、市長の職権によるものがあります。

(5) 更正の請求、申立て

市税の申告が過大であったり、課税の処分に不服がある場合には、次のとおり請求・申立てができます。

□ 更正の請求

法人市民税、事業所税などをはじめとする申告・納付の税目は、その申告した税額が過大であったことを発見した場合、法定納期限から5年以内に更正の請求ができます。(ただし、事業年度によっては、更正の請求ができない場合があります。)

□ 市税に対する不服申立て及び訴えの提起

市税の納税通知書等に記載された事項について不服がある場合は、その通知書等を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる事項は除かれます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

□ 固定資産評価審査委員会への審査の申出

固定資産課税台帳の登録価格(新たに決定したものに限り)に不服がある場合は、台帳登録の公示の日から納税通知書を受け取った日後3か月までの間において、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

また、審査の決定に不服がある場合には訴訟を提起することができます。

なお、登録価格以外の事項(税額など)について不服がある場合は、審査請求の対象となり、固定資産評価審査委員会への審査の申出の対象とはなりません。



① 市税を夜間、休日に納めるには？

市税を夜間、休日に納付するにはどうすればよいですか。

納付書に記載のあるコンビニエンスストアであれば、全国どこのお店でも休日、夜間を問わず、ご都合のよい時間に納付いただけます。

納付書のバーコード印字、納付される期別及び納期限をお確かめのうえ、納付される納付書のみをレジへお出しください。納付後に切り離された領収証書は、レシートとともに保管してください。

なお、納付の際には印鑑や身分証明書は不要で、手数料の負担もありません。

また、スマートフォン決済アプリを利用して納付書のバーコードをスマートフォンのカメラで読み込むことで、登録口座などから時間や場所にかかわらず市税などを納付することができます。納付には、専用アプリのダウンロードが必要です。



利用可能なスマートフォンアプリ	利用可能 市税・料金	納付上限額	事前準備	領収書
PayB	・市民税・県民税(普通徴収) ・固定資産税・都市計画税 ・軽自動車税(種別割)	30万円以下	引落口座の登録	発行されません
PayPay			チャージ	
支払秘書				
LINE Pay				

※ ご注意

- ・コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリで納付いただけるのは、個人市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税(種別割)に限ります。
- ・コンビニエンスストアでは、各期別ごとに記載された取扱期限まで納付が可能です。期限が過ぎている場合は金融機関での納付をお願いします。
- ・スマートフォン決済アプリでの納付では、領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、窓口(金融機関又はコンビニエンスストア)で納付してください。



② 納付したのに督促状が届いたが？

市税を納付したのに督促状が届きましたが、どうしてですか。

納付いただいた日からその収入が確認できるまでに若干の日数を要するため、その間に行き違いで督促状が送られた可能性があります。督促状に収入の確認日が記載されていますので、納付いただいた日と比べてみてください。

また、年度の途中で、税額の変更などによりあらためて納税通知書（納付書）をお送りしている場合があります。正しい納付書を使用されたか、今一度ご確認ください。



③ 財産を差し押さえられたが？

財産を差し押さえたという通知が届きました。事前に本人に連絡して同意を得る必要がありますか。

市税は納期限内納付が原則であり、法令には「督促状発送日から10日を経過した日までに完納しないときは差し押えをしなければならない」とされています。

このことから、事前の連絡や本人の同意なしに差し押えすることができ、差し押さえた後に書面で通知しています。また、納期限から20日以内に「督促状」を発送しており、その中にも滞納処分について記載されています。

なお、差し押えは滞納者の実態把握後に行うため、納期限後、相当期間が経過してから執行される場合もあります。



2. 口座振替制度

口座振替制度は、市税の各納期限の日に金融機関やゆうちょ銀行の指定された預貯金口座から自動的に振替される制度です。

納付忘れや納付のために金融機関などに出向く必要もないので、お忙しい方や不在がちな方には大変便利な制度です。

※ (株)ゆうちょ銀行(郵便局)の場合は「自動払込み」といいます。

(1) 口座振替できる税、振替日

税 目		振替日 ^{※1}	口座振替納付済通知書
個人 市・県民税 (普通徴収)	第1期・全期分一括 ^{※2}	6月30日	全期分一括振替の場合 ⇒7月中旬の発送
	第2期	8月31日	
	第3期	11月1日	
	第4期	1月31日	
固定資産税・ 都市計画税	第1期・全期分一括 ^{※2}	4月30日	期別振替の場合 ⇒3月中旬の発送
	第2期	8月2日	
	第3期	12月28日	
	第4期	2月28日	
軽自動車税(種別割)		5月31日	6月中旬の発送

※1 振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日が振替日となります。ただし、12月28日が金融機関休業日の場合は、1月の最初の営業日が振替日となります。

※2 全期分一括振替を申し込まれた方で、1期に振替できなかった場合や、年度途中で申し込みされた場合は、その年度は期別での振替となり、翌年度より全期分一括での振替となります。

(2) 申込方法

税務課までお問い合わせいただければ、金沢市市税等口座振替納付依頼書(自動払込利用申込書)をお送りします。必要事項をご記入のうえ、税務課までご返送ください。

金沢市内の金融機関にて直接申し込むこともできます。その際には、①指定する口座の預貯金通帳 ②通帳印 ③宛名番号のわかるもの(納税通知書や納付書)をご持参のうえ、お手続きください。

また、一部の金融機関はインターネットを利用して申し込むこともできます。詳しくは金沢市公式ホームページ「いいね金沢」をご覧ください。

※ 申込期限は、振替日(払込日)の概ね1ヶ月前となっています。

※ 取扱金融機関等については、29ページをご覧ください。

※ (株)ゆうちょ銀行(郵便局)からの自動払込みをご希望の場合は、税務課までお問い合わせください。

※ 一度お申し込みいただきますと、翌年度以降も口座振替(自動払込み)となります。



① 残高不足で口座から引き落としできなかった場合の納付方法は？

口座の残高が不足していて、固定資産税の引き落としができませんでした。どうすればよいのですか。

今回引き落としできなかった分については、翌月末に再度振替いたします。ただし、再振替までに延滞金が発生する場合は振替されません。

再振替の日が近くなりましたら、残高の確認をお願いします。

なお、再振替があった場合でも口座振替は継続されます。

※ **ご注意** (全期分一括振替の引き落としができなかった場合)

- ・振替できなかった場合は、第1期分が全期分一括振替月の翌月末に再振替となり、第2期分以降については、その年度に限り、期別ごとの振替となります。
- ・翌年度は全期分一括振替に戻ります。



② 口座振替を申し込んでいるはずなのに

私の固定資産税は、去年までは口座から引き落としになっていましたが、今年度の納税通知書には納付書が同封されていました。どうしてですか。

口座振替は、一度お申し込みいただきますと、翌年度以降も継続されますが、固定資産税・都市計画税の振替については、次の場合は継続されません。引き続き口座振替を希望される場合は、改めてお申し込みください。

- ・共有者の構成員に変更があった場合
- ・共有者の持ち分に変更があった場合
- ・相続で土地等の所有名義に変更があった場合
- ・土地等の所有名義の方がお亡くなりになり、納税義務者の変更届(代表相続人指定届)を金沢市役所資産税課にご提出いただいた場合

